

1 ■148■ 控訴審構造論

2 ◎ここからしばらくは控訴の問題。

3 ◎まずは覆審、続審、事後審の意味を、イメージとともにしっかり把握。

6 ■149■ 控訴手続の諸問題

7 ◎手続の流れについては、例によって、嫌がらずに条文をしっかり見る。

8 ◎移審の効果については説が固まっているので理解して暗記。攻防対象論もしっかり理解。

9 ◎事実の取調は、事後審論を貫くか、具体的妥当性を重視するかがポイント。

11 ●簡易裁判所がした刑事に関する第一審の判決に対する控訴については、地方裁判所が裁  
12 判権を有する。(司)

13 ●第一審における弁護人は、判決の宣告により弁護人の選任の効力が失われるので、被告  
14 人のため控訴をすることができず、控訴をするには改めて弁護人として選任される必要  
15 がある。(司)

16 ●控訴審裁判所における弁護人には、弁護士以外の者は選任されず、また、事後審として  
17 の性格から必要的弁護事件の概念は存しないとされている。(フ)

18 ●第一審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の判決を言い渡した場合であ  
19 っても、控訴裁判所は、記録等の調査により、前記無罪判決の理由の検討を経た上でも  
20 なお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、勾留の理由があり、かつ、控訴審における適正、迅速な審理のためにも勾留の必要性があると認める限り、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができる。(司)

23 ●控訴理由には、原判決への影響の有無を問わない絶対的控訴理由と原判決への影響が明  
24 らかな場合に限られる相対的控訴理由があり、法律に従って判決裁判所を構成しなかつ  
25 たことは前者、事実誤認・法令適用の誤りは後者である。(フ)

26 ●控訴審の審理においては、第一審において証拠とすることができた証拠である以上証拠  
27 とすることができるが、第一審当時供述者が所在不明であることを理由に証拠採用され  
28 た供述調書については、控訴審において供述者の所在が判明するに至った場合には、証  
29 拠排除しなければならない。(フ)

30 ●控訴審では、第一審の公判手続に関する規定が準用されるので、被告人は、公判期日  
31 において、自らが控訴趣意書に基づいて弁論をすることができる。(司)

32 ●現行刑事訴訟法は、控訴審の構造として事後審を基本にしていると考えられるから、原  
33 判決言渡し後生じた情状事実をしんしゃくして裁判をすることはできない。(フ)

36 ■150■ 上告審の機能

37 ◎上告理由として挙がっているものと、職権破棄事由として認められているものの区別に  
38 注意。

41 ■151■ 上告審の手続

42 ◎特になし。

44 ●第二審の判決に対する上告の申立ての理由は、憲法の違反があること、憲法の解釈に誤  
45 りがあること又は最高裁判所の判例と相反する判断をしたことに限定されるので、上告  
46 裁判所は、事実の取調べをすることができない。(司)

47 ●上告裁判所は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて原判決を破棄しなければ著  
48 しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。(司)